

## 資料6

### 埼玉県障害者交流センターの管理に関する基本協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日付け指令社福第 号による指定管理者の指定に基づく指定管理業務について、埼玉県障害者交流センター条例（以下「条例」という。）第20条第2項の規定により、次のとおり協定を締結する。

#### （指定管理業務）

第1条 甲は、条例第17条第1項の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) スポーツ施設及び会議等施設並びに附属施設の利用に関する業務
- (2) 障害者の更生に必要な相談及び情報の提供に関する業務
- (3) 埼玉県障害者交流センター（以下「障害者交流センター」という。）の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (4) 障害者交流センターの利用に係る使用料の徴収に関する業務
- (5) その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、協定書別紙1「指定管理業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

#### （善管注意義務）

第2条 乙は、関係法令及びこの協定書の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、障害者交流センターを常に良好な状態に管理する義務を負う。

#### （指定管理料）

第3条 甲は、甲と乙が毎年度予算の範囲内において別に締結する年度協定に基づき、指定管理業務に対する指定管理料を、乙に支払うものとする。

#### （管理の基準）

第4条 乙が行う障害者交流センターの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨時に障害者交流センターの休館日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (2) 障害者交流センターのスポーツ施設及び会議等施設並びに附属施設（以下「施設等」という。）を利用することができる時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (3) 休館日及び利用することができる時間並びに使用料（減免制度含む。）は、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 障害者交流センターの施設等を引き続いて利用することができる期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。

- (5) 利用の許可及び許可の取消し又は利用の停止は、条例第7条及び第10条並びに次条の規定により行うこと。
- (6) 利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。
- (7) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 施設及び設備は、定期的に保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (9) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (10) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (11) 施設又は施設利用者に災害、事故その他不測の事態が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (12) 建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (13) 自動販売機及び公衆電話等の設置に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用についての許可を受けること。
- (14) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (15) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理すること。
- (16) 指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理すること。
- (17) 指定管理業務に係る会計書類は、甲の各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (18) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第22条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (19) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する電気事業法上の電気保安管理業務についてはこの協定とは別に覚書の定めによる。
- (20) その他適正な管理を行うため、甲が必要と認める事項。

（利用に関する許可の基準等）

第5条 乙は、利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 衛生上支障があるとき。

- (6) その他管理上支障があると認められるとき。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これを当該申請の提出先とされている事務所（以下この条において「事務所」という。）に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
  - 3 乙は、利用に係る申請が事務所に到達してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
  - 4 乙は、条例第10条の規定による当該利用の許可の取消し等の不利益処分をするときに必要とされる基準を定め、かつ、これを事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておくよう努めなければならない。
  - 5 乙は、前項の不利益処分をするときは、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号、以下本条において「行政手続条例」という。）第12条から第26条までの規定の適用があることに留意するとともに、行政手続条例第13条第1項第1号の聴聞を実施するときは、埼玉県聴聞規則（平成6年埼玉県規則第76号）の例により当該聴聞の手続を行うものとする。
  - 6 乙は、行政手続条例第35条の3の規定に基づく申出書の提出を受けたとき、申出に基づき必要な調査を行ったとき及び調査の結果に基づき処分を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。
  - 7 乙は、身体障害者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴することを拒んではならないものとする。

（総括責任者の配置）

- 第6条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

（利益供与に関する指導）

- 第7条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、障害者交流センターの利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

（事業計画等）

- 第8条 乙は、令和8年度から令和13年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容について年度別事業計画を作成し、各年度の前の年度の11月末日までにその計画書を甲に提出するものとする。また、乙は、指定管理業務開始年度の年度別事業計画書を作成し、速やかにその計画書を甲に提出するものとする。

- (1) 施設の基本的な運営方針
- (2) 事業計画（自主事業の実施計画を含む。）及び施設の利用見込み
- (3) 当該年度の収支予算案

- (4) 管理執行体制
  - (5) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
  - 3 乙は、乙の各事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類（法人でない団体についてはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。
  - 4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画を変更することができない。

（定期報告）

第9条 乙は、施設の利用状況について、毎月10日までに、前月の状況を甲に報告するものとする。

（事業報告書）

第10条 乙は、法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、1か月以内に次に掲げる内容について事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
  - (2) 施設の利用状況
  - (3) 料金収入の実績や管理経費等の収支状況
  - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 乙は、年度の中途において条例第21条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

（自己評価制度）

第11条 乙は、障害者交流センターの効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施して、その報告書を前条第1項の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第12条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、乙に対して、当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（公の施設の管理目標の達成等）

- 第13条 乙は、甲、乙協議の上甲が設定する公の施設の管理目標を達成するよう努めなければならない。
- 2 甲は、前項に規定する管理目標の達成状況を確認し、乙に対して必要な指示をすることができる。

(納税証明書の提出等)

- 第14条 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から3月以内に、法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙が埼玉県内に事業所（本社、支社、支店等）がある法人等である場合、乙は、同意書（募集要項別紙様式2又はこれに準ずる書類）を甲に提出することで、前項に規定する納税証明書のうち、埼玉県が発行する法人県民税及び法人事業税の納税証明書の提出を省略することができる。この場合において、甲は納税状況等確認システム（甲が甲の業務において使用する、埼玉県税の納税義務者の納税状況等を確認できるシステムをいう。）を用いて乙の納税状況等を確認するものとする。
- 3 甲が前項に規定した方法により、乙の納税状況等を確認できなかった場合、乙は、法人県民税及び法人事業税の納税証明書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項に規定する納税証明書を確認し、必要があると認める場合には、乙に対して、乙の経営状況に関し必要な報告を求めることができる。

(モニタリングの実施)

- 第15条 甲は、この協定に定めるもののほか、乙の実施する指定管理業務その他障害者交流センターにおける良好な管理及びサービスの質を維持するため必要な事項について定期的に又は必要に応じて臨時にモニタリングを自ら実施し、又は乙に実施を指示することができる。
- 2 甲は、前項のモニタリングの結果、障害者交流センターにおける良好な管理及びサービスの質を維持するため必要があると認める場合には、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(地位の承継等の禁止)

- 第16条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

- 第17条 乙は指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、第2項の規定により当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者の責めに帰すべき事由を全て乙の責めに帰すべき

事由として責任を負わなければならない。

(譲渡等の禁止)

第18条 乙は、障害者交流センターの施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

(通称の使用)

第19条 乙は、施設に通称を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(文書の管理・保存)

第20条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等については、別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は指定管理業務の執行以外の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

2 乙は、第17条第2項の規定に基づき、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者に対し、前項の規定の例による義務を負わせなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

(情報公開)

第23条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものについては、乙が定める情報公開規程等により開示するものとする。

2 乙は、前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更しようとするときも、同様とする。

(県内中小企業者への配慮)

第24条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり県内中小企業者への配慮に留意するものとする。

- (1) 工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 物品の調達等に当たっては、県内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

(環境への配慮)

第25条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。
- (2) 資源採取から廃棄に至るまでの物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(障害者雇用等への配慮)

第26条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり障害者の雇用等に最大限の配慮を行うものとする。

- (1) 県内に在住する障害者の雇用拡大に努めること。
- (2) 物品の調達等に当たっては、県内障害者就労施設等からの調達に努めること。

(施設、設備及び物品の使用)

第27条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属する障害者交流センターの施設、設備及び物品を使用することができる。

(備品の取扱い)

第28条 乙が指定管理業務を行うに当たり、甲が支払う指定管理料を充て埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第170条第1項第1号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する備品を購入するときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

(施設の現状変更の実施区分等)

第29条 第4条第12号に規定する現状変更を行おうとする場合の実施区分は、協定書別紙2「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」のとおりとす。

- 2 乙は、第4条第12号の規定に基づき施設の現状変更を行った場合は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲の立会いによる確認を受けなければならない。
- 3 乙は、甲が必要と認めるときは、当該施設の現状変更を使用した設計図、施工図その他の書面を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、第2項の確認において、当該施設の現状変更の不備があると認めるときは、その改善を指示することができる。

(火災保険契約)

第30条 甲は、甲の所有に属する施設について、火災保険契約(火災、落雷、

破裂、爆発による損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。)を締結するものとする。

- 2 乙は、指定管理業務を開始する日までに、別紙3に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(天災等による供用の休止等)

- 第31条 甲は、天災その他やむを得ない事由により障害者交流センターの施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設等の全部又は一部の供用を休止させることができる。
- 2 乙は、予期することができない事由により障害者交流センターの施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得た上、当該施設等の全部又は一部の供用を休止することができる。
  - 3 前2項に規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(第三者の損害の負担)

- 第32条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 2 乙は、乙が行う障害者交流センターの管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
  - 3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。
  - 4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

- 第33条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
- 2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

- 第34条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となっ

た場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

- 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第21条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が第9条、第10条第1項、第11条又は第14条第1項の規定による報告書又は納税証明書を提出せず、第12条又は第14条第4項の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が第15条第2項又は前条第2項の規定による改善等を期間内にすることができなかつたとき。
- (4) 乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するに至つたとき。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
  - ウ 埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等
  - エ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人
  - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
  - キ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等
- (6) 乙の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (7) 乙が、組織的な違法行為を行つた場合など、乙に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でない認められるとき。

(指定管理料の返還)

第36条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(損害賠償等)

第37条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、条例第21条第1項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引き渡し)

第38条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は条例第21条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、障害者交流センターの施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、条例第22条第2項の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第39条 乙は、指定管理者の指定期間が満了し指定管理者として障害者交流センターの管理を行わなくなったとき、又は条例第21条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、障害者交流センターの管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他その業務を引継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第40条 この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

(年度協定)

第41条 この協定に定めるものの他、各年度ごとに定めることが必要な事項については、別途締結する年度協定に定めるものとする。

(信義則)

第42条 甲と乙は信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第43条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(定めのない事項)

第44条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号  
甲 埼玉県  
埼玉県知事 大野 元裕

乙

## 別記 1

### 文書管理上の留意事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、指定管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）を正確かつ迅速丁寧に取り扱うとともに、常にその処理の経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

#### (文書等の管理基準等)

第 2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

#### (文書等の保存期間)

第 3 乙は、埼玉県文書管理規則第 8 条及び当該文書等の利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、甲と協議の上、当該文書等の保存期間を定めるものとする。

#### (文書等の廃棄)

第 4 乙は、当該文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄を決定するものとする。この場合において、乙は、破碎、熔解、消却その他甲の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

#### (文書等の引継ぎ)

第 5 乙は、指定期間が終了したときは、速やかに、当該文書等のうち保存期間が終了していないもの又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

## 別記 2

### 個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

#### （基本的事項）

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）並びにその他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規則等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### （利用目的の特定）

第 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

#### （利用目的による制限）

第 3 乙は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

#### （従事者の監督）

第 4 乙は、指定管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、法第 66 条、第 67 条、第 176 条及び第 180 条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第 5 第 1 項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### （安全管理措置）

第 5 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

#### （取扱状況の報告等）

第 6 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲、乙協議の上定める期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等を書面により甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(利用及び提供の制限)

第7 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8 乙は、第7に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第9 乙は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の引渡し等)

第10 乙は、指定管理業務を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「引渡し対象資料等」という。)を速やかに甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に引渡し対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、乙が指定管理業務を行う上で不要となった引渡し対象資料等について準用する。

(再委託の禁止等)

第11 本協定書第18条第2項に定めるところにより、乙が指定管理業務の一部(個人情報の取扱いを含む場合に限る。)を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙は、この協定及びこの特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 法第66条、第67条、第176条及び第180条の適用を受けることの説明をすること

(2) 個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

(安全確保上の問題への対応)

第12 乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であつて、指定管理業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、

被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（苦情処理）

第13 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

※ 指定管理業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加することができる。この「個人情報取扱特記事項」は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定管理者における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要最小限の措置を規定するものであることから、その基本的な部分について任意の判断により省略又は改変することはできない。

※ 第4でいう「従事者」とは、指定管理者の組織内において、指定管理者の指揮命令系統に属し、指定管理業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、また、指定管理者と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

※ 上記に掲げる事項のほか、各指定管理業務の特性・実情に応じて、契約の内容、その取り扱う個人情報の量、質などを勘案し、次に掲げる資料を参考として、個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を適宜追加して定めること。

ア 埼玉県情報セキュリティポリシー（平成14年4月1日制定・施行）

イ 情報システム化マニュアル 第2編 調達段階（平成30年3月情報システム課）

ウ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月総務省策定）

エ 埼玉県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（平成27年10月情報システム課）

※ 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(別記様式)

## 誓 約 書

私は、障害者交流センターの指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）第9条（安全確保の措置）、第10条（従事者等の義務）、第66条及び第67条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、障害者交流センターの指定管理業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、埼玉県個人情報保護条例等の関係法令が適用されることを自覚し、県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供されるべき障害者交流センターの指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

### 記

説明した者 埼玉県障害者交流センター指定管理者  
○○○○○  
○○○（指定管理業務に関する総括責任者の役職名）○○○○○（氏名）

令和 年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

指定管理業務に関する仕様書

埼玉県障害者交流センターの指定管理業務については、基本協定書に定めるほか、以下のとおり行う。

1 スポーツ施設及び会議室等施設並びに付属施設の利用に関する業務

指定管理者は、(1)のセンターの施設等について、(2)以下のとおり、施設等の利用の許可についての業務を行う。

(1) 利用について許可を行う施設等

(埼玉県障害者交流センター条例別表第1号及び第2号、埼玉県障害者交流センター管理規則別表に定めるもの)

スポーツ施設

体育館、テニス場、ソフトボール場、運動場、ゲートボール場、  
アーチェリー場、屋内プール、トレーニング室

会議等施設

ホール、会議室、研修室、和室、工芸室、調理研修室、音楽室

附属施設

舞台設備、音響設備、映写設備、照明設備、その他

(2) 利用の許可等

利用希望者の申請に基づき、埼玉県障害者交流センター条例第7条に規定する利用の許可を行う。利用の許可に当たっては、埼玉県障害者交流センター条例第6条に定める利用期間及び利用日数に従う。

また、埼玉県障害者交流センター管理規則第3条に規定する、特別の設備等の承認を行う。

なお、許可の可否に当たっては、基本協定書に定める基準によるものとする。

(3) 利用の条件の変更、停止及び許可の取消し

埼玉県障害者交流センター条例第10条に規定する、利用の条件の変更、停止及び許可の取消しの業務を行う。

なお、不利益処分については、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）が適用されることに留意する。

(4) 許可の許可等の報告

(2)により利用の許可をせず、または(3)により許可の許可を取り消し、または利用の停止を行ったときは、その記録を作成し、速やかに県に報告を行う。

(5) 利用の許可の手続

利用の許可の手続は、埼玉県障害者交流センター管理規則第2条の規定によるものとする。

(6) 施設利用の予約業務

予約が必要な施設についての予約受付及び利用者間の予約の調整を行う。

## (7) センター利用証の発行

埼玉県障害者交流センター管理規則第7条に定めるセンター利用証について、必要な事項を定め、利用者に対してセンター利用証を発行する。

## (8) 必要な基準の制定等

許可の基準や、許可に要する標準的な期間などを定め、適当な方法により公にしておかなければならない。

### ※行政財産の目的外使用に係る許可

入居団体の事務室の使用や自動販売機の設置など、行政財産の目的外使用についての許可は、県が行う。

## 2 施設管理及び施設経営について

### (1) 施設管理

障害者交流センターの環境を良好に保ち、常に安心・安全な利用環境を維持するため、関係法令を遵守し、施設の計画的な補修等を行うとともに、設備機器や備品の点検を行い、適正な施設管理に努めること。

なお、以下については、指定管理者として指定後に別途覚書を締結する。

ア 自家用電気工作物に関する電気事業法上の電気保安業務

### (2) 施設経営について

常にコスト意識を持ち、効果的で効率的な施設経営をすること。

## 3 利用に係る使用料の徴収に関する業務

### (1) 使用料の徴収

指定管理者は、地方自治法施行令（昭和32年政令第6号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収事務を行う。ただし、地方自治法第231条の3の規定による督促、延滞金の徴収及び滞納処分は除く。

施設利用に係る使用料については県の収入とするため、利用者から徴収を行ったときは、速やかに県に払い込みをする。

なお、徴収事務については、指定管理者として指定後、別途県と契約を締結し、県がその旨県報に告示する。

### (2) 使用料減免の申請書の受付及び送付

埼玉県障害者交流センター条例第15条に規定する使用料の減免の承認については県が行うので、指定管理者は申請者から使用料の免除に関する申請書（埼玉県障害者交流センター利用申請書（使用料免除申請書））を受け付け、それを1か月ごとにとりまとめ、翌月15日までに県に提出する。

### (3) 使用料の掲示

使用料は施設内の利用者が見やすい場所に掲示する。

また、使用料に変更があった場合、チラシや掲示により、利用者に十分な周知を図る。

## 4 障害者の更生に必要な相談及び情報の提供に関する業務

指定管理者は、福祉に関する情報を体系的に整え、個人や団体からの相談や問い合

わせに対応できる体制を構築し、障害者の社会活動分野に関する技術的な支援を市町村や団体に対して行うとともに、各種相談会を実施し、きめ細かな対応に努める。

(1) 障害者の社会活動に関する情報の収集

社会活動分野における専門的な文献や関係機関・団体・ボランティア等が発信する情報把握に努める。さらに、各種情報を集約し関係者が容易に情報を得られるように整理する。

(2) 社会活動支援に関するノウハウの提供

障害者交流センターにおける実践から得られた成果を積極的に研究会や講習会等で発表するとともに、障害者の社会活動分野の拡大が図られるよう広く県民に提供する。

(3) 専門分野における各種相談会の実施

栄養士、医師、作業療法士、スポーツ関連指導員による栄養・運動・医事・福祉・情報などの分野に関する各種相談会を実施するとともに、相談の内容に応じて専門機関や各種団体への紹介を行う。

5 障害者に対する社会活動の支援に関する事業の実施

指定管理者は、障害者のために工夫された文化・芸術、及びスポーツに関する各種プログラムを提供するとともに、社会活動団体の設立を推進し全県単位で主体的な活動を展開できるよう支援に努め、以下の業務を行う。

(1) 利用者に対するスポーツ指導

体育施設等を利用する障害者に対して、体力や技能の向上を図るとともに、安全に施設を利用することができるよう、スポーツ指導を行う。

(2) スポーツプログラムの提供

障害者のスポーツ活動を推進するため、障害の種類や程度に配慮したスポーツプログラムを提供する。

プログラムの提供は、障害者交流センター内に限らず、県内各地での提供にも努めるものとする。

(3) 文化・芸術プログラムの提供

障害者の文化・芸術活動への関心を高め、障害者の文化・芸術活動を推進する文化・芸術プログラムを提供する。

プログラムの提供は、障害者交流センター内に限らず、県内各地での提供にも努めるものとする。

(4) 地域での活動の支援

障害者が身近な地域で文化・芸術、スポーツ活動などの社会活動に参加できるよう、市町村等への地域支援事業を積極的に行う。

6 障害者の社会活動を支える人材の養成・育成に関する事業の実施

指定管理者は、障害者の社会活動を円滑に推進するために、指導者やボランティアの養成を計画的に実施する。また、ボランティアが主体的に各種活動に参加でき

る環境を整備するとともに、県民に対する「福祉」の啓発に関する事業を実施する。

- (1) 障害者スポーツ指導者の養成及び育成  
「障害者スポーツ指導員養成講習会」を実施するとともに、障害者スポーツ指導員の指導力向上を図るための事業を定期的開催する。
- (2) ボランティアの養成及び育成  
文化・スポーツ分野における専門分野のボランティアの養成・育成に努めるとともに、誰もが気軽に各種ボランティア活動に参加できる環境の整備を図る。
- (3) 福祉に関する啓発を目的とした事業の実施  
県民の「福祉」に関する興味・関心や理解を促進するための事業を行う。

## 7 利用者に対する送迎サービスの提供

指定管理者は、障害者交流センターの利用者に対し、バスによる送迎サービスを提供する。

送迎サービスの基準は以下のとおりとする。

- ア 利用者の安全を最優先とすること
- イ 利用者が安心して、かつ快適に利用できること
- ウ 利用料は無料とすること
- エ 全ての開館日に運行すること
- オ 定時運行に努めること
- カ 送迎先は最寄り駅とすること
- キ 送迎先からの始発は開館する時間に対応したもの、障害者交流センターからの最終は閉館する時間に対応したものであること

## 8 適正な職員配置及び職員研修について

- (1) 法令で義務付けられた有資格者の配置  
施設の管理運営に関し、関係法令等により資格が必要とされる業務を行う場合や設置義務が必要な場合は、その資格を有する者を適正な人数配置し、業務に当たらせること。
- (2) 職員研修  
様々な障害を抱えた方が利用しており、利用者一人ひとりに適した支援を行っていく必要があるため、施設における研修の実施を通して職員の専門性の向上を図ること。また、外部機関の実施する研修や会議に職員を積極的に派遣すること。

## 9 災害・事故防止、危機管理について

- (1) 災害・事故防止
  - ア 施設等の安全点検や、防犯のための対策を行い、安心して安全に施設利用ができる環境整備に努めること。
  - イ 防災計画に基づき毎月避難誘導訓練を行うほか、消防署の指導のもとに総合防災訓練を実施するなど、入所者と職員に対する防災教育と意識の高揚に努めること。
  - ウ 施設器具・機械の整備点検、安全衛生点検を定期的に行い、災害・事故防止に万全を期すること。

## (2) 危機管理

ア 不測の事態に対応できる危機管理体制を構築し、危機管理のためのマニュアルを作成するなどし、危機管理体制及び対応について明確にすること。

また、ヒヤリハットや事故事例等の危機管理情報を的確に管理・分析し、危機管理能力を高めるとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行うこと。

イ ヒヤリハットや安全点検により、職員の安全への気づきを喚起し、リスクマネジメントの強化を図ること。危機管理対応については、その内容について職員に周知を図るとともに、防災訓練などを通じて、職員の災害発生時の対応能力の向上を図ること。

## (3) 危機管理への対応

施設または施設利用者に、災害、事故その他不測の事態が生じ、又は個人情報の流出等、管理運営上重大な問題が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しその指示に従うこと。

## 10 その他

(1) 施設の設置目的に合致する、適切なサービスの提供を行うこと。

(2) 施設の設置目的を効果的・効率的に達成すること。

(3) 適正な会計処理を行い、管理運営に係る経費について明確にし、安定した管理運営を行うこと。

(4) 利用者の意見を把握するなどし、支援の向上に努めること。

(5) 関係機関や地域等と連携し、適切な支援と円滑な管理運営を行うこと。

(6) 安心・安全に配慮した施設運営を行うこと。

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	躯体、基礎 軸組、鉄骨部 分、小屋組 等の取替え	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額100万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等		-		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等		-		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の 修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	管理運営上必要なものの購入であるため乙が実施する。なお、乙が指定管理料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等	いわゆる「模様替え」等			○	乙が指定管理料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
<p>基本的な考え方</p> <p>※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小規模：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。</p> <p>※2 乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。</p>					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲、乙それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、次の保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

○ 施設賠償責任保険

ア 保険契約者－乙

イ 被保険者－乙

ウ 保険対象－障害者交流センターの施設内における法律上の賠償責任

エ 保険期間－指定管理の期間中更新し続けるものとする。

オ 賠償額－施設所有者賠償

対人：1名5,000万円、1事故5億円

対物：1事故500万円

傷害保険レクリエーション参加者用

死亡・後遺障害：1名100万円

入院保険日額：1名1,500円

通院保険日額：1名1,000円

傷害保険行事用ボランティア

死亡・後遺障害：1名100万円

入院保険日額：1名1,500円

通院保険日額：1名1,000円

カ 免責金額－なし

※県が提示する最低の条件である。